

令和2年第7回太子町議会定例会（第490回町議会）会議録（第1日）

令和2年11月30日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 同意第3号 太子町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて
- 7 同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 8 同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 13 同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 14 同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 15 同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 16 同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 17 同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 18 同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 19 同意第16号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 20 同意第17号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 21 議案第68号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 22 議案第69号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 23 議案第70号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 24 議案第71号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 25 議案第72号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 26 議案第73号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 27 議案第77号 太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 28 議案第78号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第79号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第80号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第81号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第74号 物品購入契約の締結について（新学校給食共同調理センター調理用品等）
- 33 議案第75号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 34 議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定

- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 同意第3号 太子町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて
- 7 同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 8 同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 13 同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 14 同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 15 同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 16 同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 17 同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 18 同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 19 同意第16号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 20 同意第17号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 21 議案第68号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 22 議案第69号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 23 議案第70号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 24 議案第71号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 25 議案第72号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 26 議案第73号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 27 議案第77号 太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 28 議案第78号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第79号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第80号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第81号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第74号 物品購入契約の締結について（新学校給食共同調理センター調理用品等）
- 33 議案第75号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 34 議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	11番	清原良典
12番	中島貞次	13番	井村淳子
14番	堀卓史	15番	藤澤元之介

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 森 文 彰 書 記 蛭 井 のり子
書 記 竹 田 早 紀

説明のため出席した者の職氏名

町 長 服 部 千 秋 副 町 長 名 倉 嗣 朗
教 育 長 沖 汐 守 彦 総 務 部 長 森 田 好 紀
生 活 福 祉 部 長 三 木 孝 秀 経 済 建 設 部 長 森 川 勝
教 育 次 長 栄 藤 雅 雄 財 政 課 長 佐々木 信 人
総 務 課 長 栗 岡 正 則

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走を目前にして何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和2年第7回太子町議会定例会（第490回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶にたえません。

さて、今期定例会は、人事、各会計の補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件を御審査いただくことになっております。議員各位におかれましては慌ただしい年末を控え、殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和2年第7回太子町議会定例会（第490回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症という未知のウイルスに翻弄された令和2年も、残すところあと一月となりました。本町においても先日感染が確認されましたが、まずは罹患された方には心よりお見舞いを申し上げます。日に日に寒さが増し、ウイルスの増加や変異がより一層懸念されるため、さらに感染症対策を強化し、強い緊張感を持って生活しなければなりません。また、住民の皆様には兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」の実践を町ホームページにて改めてお願いしたところではございますが、少しでも皆様の不安を取り除けますよう、町職員一体となって、今後も新型コロナ対策に係る諸施策に取り組んでいく所存でございます。

議員各位におかれましては、間もなく慌ただしい時節を迎えようとしておりますが、何かと御多忙のところ御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、人事を含む同意案件16件、予算案件6件、契約案件1件、条例案件7件、合わせて30件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお

願います。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第7回太子町議会定例会(第490回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤澤元之介) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、首藤佳隆議員、清原良典議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(藤澤元之介) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの22日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長(藤澤元之介) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和2年第6回定例会において議決され、その取扱いを議長に一任されておりました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書につきましては、議決後、直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等30件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書及び財政援助団体監査結果報告書、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和2年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち栗岡正則総務課長には本日の会議のみ、杉原勝由町民課長、北陽一郎社会福祉課長、嶋津一弥高年介護課長、栗岡弘茂社会教育課長には定例会3日目の会議のみの出席要求をいたしておりますので御了承願います。また、このうち蓮本了遠監査委員には本日の会議に出席要求をいたしておりましたが、所用のた

め、本日の会議を欠席したい旨の届出がありましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、9月28日、10月5日、10月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第5、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております須方弘氏の任期が令和3年1月25日付をもって満了となるため、その後任として太子町松尾612番地に在住しておられる朝生憲敏氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

朝生氏の経歴は参考資料のとおりであります。人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は令和3年1月26日から令和6年1月25日までの3か年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上山隆弘議員及び中藪清志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

上山隆弘議員及び中藪清志議員、立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 13票

全会一致で賛成されました。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第6 同意第3号 太子町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて

○議長(藤澤元之介) 日程第6、同意第3号太子町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 同意第3号太子町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて説明を申し上げます。

農業委員の任命要件につきましては、前回、平成29年12月に上程しました農業委員会委員の同意案件のときと同様に、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者である個人または法人等が農業委員の過半数を占める必要がありますが、同項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定においては、認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合において、委員の少なくとも4分の1以上を認定農業者等とすることについて議会の同意を得たときには、農業委員の任命要件を認定農業者等またはこれらに準ずる者が農業委員

の4分の1以上に緩和できることとなっています。太子町の認定農業者は個人が4名、法人が3社で、農業委員の定数は14名のため、認定農業者の数が委員定数の8倍である112名を大きく下回っています。

以上のことから、農業委員の任命要件を緩和していただきたく、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 農業委員会の運営、活動というのは平成28年に法を改正していろいろ変わってきておるわけですが、太子町における認定農業者の数というのはそんなに増えるというような状況にはないということですのでけれども、その実態から課題と、そして農業委員会をどのように運営しようとしておるのか考え方をいま一度説明をいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今、参考資料にも掲載をさせていただいております。参考資料の太子町農業委員会の委員任命要件緩和に関する資料ということで、太子町の認定農業者数7名、個人4名、それから法人3社が今現在の現状です。当然認定農業者数を増やすことが、これからの当町の農業政策にとっては非常に重要だと当町も考えております。ただ、なかなか担い手といえますか、太子町の農業の政策に詳しい認定農業者の数を増やすことは非常に難しいのは、これは上山議員も御承知のこととは思いますが。当町としましては、できる限り認定農業者数、農業に従事されて担い手となり得る若い方の成長を真に望むわけではございますが、今現状としては非常に厳しい状況にあるとは認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今、農業委員会の役割にも、そういった認定農業者、担い手等の農地利用の集積であったり、そういった方の支援を農業委員会自体でも取り組んでいるはずであると思いますが、じゃあ、前任で務められた方の農業委員会はそういった視点についてはどのような委員会としての答えを見いだしておられるか、説明をいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今現在、農業委員会、定例で毎月権利関係も含めて検討をさせていただいているところです。当然、それについての今後の農業政策についても、その場で検討されていらっしゃると思いますが、結論的なもの、毎回いろんなことを検討されているとはお聞きしておりますけれども、最終的にどうこう、具体的な内容については結論に至っていないということを聞いております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 任命要件緩和の中の①の式、これは参考資料「太子町農業委員会の委員任命要件緩和に関する資料」の中ですけれども、その「委員定数14名×8倍＞7名（認定農業者数）」とありますが、ということは7名以上の認定農業者数が要するというか、いなければならないというか、ということなのですけれども、現状からすると、かなりの認定農業者と目標とする数字の乖離が大きいと思うのですが、今後きっちり訴えかけるとか、いろんな状況があると思えます

が、もっとしっかり認定農業者数、およそ100人以上差があると思うのですが、その対策をどう考えますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今この委員定数14名の8倍、太子町は7名しかいらっしゃいませんので大幅に下回ります。この要件につきましては大都市部、要するに北海道とか、そういったところも一緒です。当然認定農業者数の多いところについては、その過半数をもってというのは大前提になります、農業委員が占めなければならないと、そういった多く認定農業者がいらっしゃる所、ここはいいのですけれども、当町については、これも太子町のみではございませんが、兵庫県下においてはかなりのところで8倍を大きく下回っているのが現状でございます。当町においても、その認定農業者数をお一人、1社でも多くなっていたらいいというのはもう常に思っておりますが、なかなか今も収益の上がる農業政策が打てていないということは今後とも検討していかないといけないと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 今回、この案件の後に14人の当局にて内定された方の同意案件に移るのですが、この中でそしたら数人否決された場合、今この4人以上というのは私も農業法の法律で確認しました。非常にええかげんな法律やなど。そしたら、それが下回ったらどうなるのですか。今4分の1で4人を確保しようとしてとんですけれども、それを下回った場合、どうなるのですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 当然、同意が4分の1以上になっていないのであれば、もう一度農業委員会は開かれなと思います。実際、今現在7名の方を農業委員なり認定農業者及びそれに準ずる者として、今回、次の案件で上程をさせていただいております。それにつきまして、もしそれが4人以下ということになるのであれば、それについてはもう一度、再度せざるを得ない、もう一回同意案件が要るのではないかと考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 太子町の農業政策に関わる認定農業者等の担い手、あるいはそういった状況が社会の影響も受けながらなかなか増やしていく実態というのは私もこの町に住んでおり、把握しております。しかしながら、それに対応していくのが農業委員会の役割であり、この実態としては仕方がない部分は認めつつも、今後の課題としてはそういう部分に取り組む姿勢はもう少し力を入れてよいというふうにも私は考えております。そういった意味から、現状仕方なしの状況についての定数の緩和については賛成の立場で賛成といたします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第3号太子町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第3号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、同意第3号太子町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

- 日程第 7 同意第 4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第16号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第17号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(藤澤元之介) 日程第7、同意第4号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第20、同意第17号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 同意第4号から同意第17号まで、農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて一括して説明を申し上げます。

農業委員会等の定数を定めた太子町農業委員会の委員等定数条例及び太子町農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき、令和2年7月1日から7月31日までの期間、農業委員を公募し、太子町農業委員候補者選考委員会による選考により、農業委員候補者14名を選出しております。つきましては、農業委員候補者14名を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

なお、任期につきましては、令和3年1月17日から令和6年1月16日までであります。

農業委員の選考方法、候補者決定までの経緯等につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、農業委員の選考方法、候補者決定までの経緯等につきまして、私から詳細説明を申し上げます。

令和2年7月1日から7月31日までの期間、募集しました結果、農業委員候補者は定数14名に対し22名、農地利用最適化推進委員候補者は定数7名に対し11名の推薦応募があり、両委員とも定数を超過したため、選考委員6名、副町長、私、経済建設部長、総務部長、総務課長、県の職員の方の2名、光都農林振興事務所の課長及び龍野農業改良普及センターの課長1名、計6名の構成で太子町農業委員候補者等選考委員会を開催しております。そして、14名の農業委員候補者、そして7名の農地利用最適化推進委員候補者を選出したところでございます。

その選考方法でございますが、まず10月9日金曜日に第1回の選考委員会を開催し、選考方法、選考スケジュールについて協議をしております。まず、農業委員会に関する法律において、原則として農業委員にすべきとされている認定農業者3名及びこれらに準ずる者として営農組合の役員4名、そして中立委員の1名の審査を免除し、農業委員候補者として採用することを決定しております。また、書面審査による採点だけでは点数が拮抗するということが想定されましたので、公平性及び透明性をより一層確保するため、併せて面接審査を行うことを決定しております。そして、書面審査表及び面接審査表の内容と点数配分を決定し、書面審査、面接審査の採点は選考委員6名のうち最大点数と最小点数を除いた4名の平均点を合計して順位づけを行うこととしております。その後、免除された者以外の書面審査をこの日に実施しております。続いて、10月16日金曜日に第2回の選考委員会を開催し、第1回選考委員会で候補者として採用された者以外の14名を対象に、1人10分から15分の面接を行い、結果を最終的に集計し、選考委員会で候補者の決定を行っております。

選考スケジュール、方法等につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は議事の都合によって1議案ごとに行います。

上程中の同意第4号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、提案理由は言われましたけれども、若干質問をさせていただきます。

今回、22名の応募ということでありました。応募の形が推薦、また公募ということでありましたので、推薦と応募別にどれだけあったのかという説明をお願いいたします。

それと、この14名を選定されるときに、一部認定される方、あと利害関係のない者等々、そういう優先的に選んでるということは先ほど説明がありましたけれども、特に何を重視して選任を決められたのか、それについてお願いをいたします。

それと、前回もあったのですけれども、農地等利用の最適化の推進ということで法改正がありました。今までの私たちは校區別ということでもう頭から抜け切らない部分があるのですけれども、今回石海、斑鳩校区では5人ずつ、それから太田、龍田校区では2名ずつということで、やっぱりバランスとしてどうなのかなというふうなことがありまして、その点、太田、龍田校区は少ないのではないかなというふうには考えます。今回その選び方が選び方なので、そういうふうにも行かないとも思いますけれども、そこの考え方についてまずお願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○**経済建設部長（森川 勝）** まず、推薦と応募の数につきましては、今数を数え切れておりませんので、後でさせていただきます。

2点目ですが、何を一番重要視されたというような話がございますが、今回書面審査と面接審査を50点、50点でさせていただきます。その中で本当に書面審査だけではほとんど差が出ないと考えていたために面接を採用させていただいております。その結果なのですが、書面審査では一番高い方と低い方では10点強、ただ面接では20点近く差が出たところでもございます。50点、50点とはしておりますが、面接につきましての差がある程度大きかったのかなと考えております。実際は、もう両方とも書面審査、それから面接審査とも半分半分で行こうということを経験して10月、最初の第1回の委員会で決めさせていただいたところではございます。

3点目の校區別でございますが、平成28年の法改正以前は校區別、校区での縛りが今までございました。前回からその取決め、その考え方が大きく変わっております。当町としましても、それが一番ベストかどうかは分かりませんが、校區別にある程度の人数配分があればという気持ちはあります。ただ、法律がこうやって変わった以上、それに伴って農政の考え方、要するに耕作放棄田をどうするかとか、担い手をどうしていくとか、そういったものは校区で考えるのではなくて、それぞれの各市町ごとに決めるべきであるというような意味合いの法改正でありますので、当町としましてもそれに基づく対応、当然今回地区別とは関係なく、公平公正に採点の合計点で優劣をつけて実施しております。これが本当に法の趣旨であろうと思っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思いき、他市町においても校區別ということはもう既にしていないと思っております。

申し訳ないのですが、推薦と応募の数については、応募が22名のうち個人の推薦が11名、団体の推薦が8名、御自身での応募が3名ということになっております。

以上でございます。

○**議長（藤澤元之介）** ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○**井村淳子議員** 今、るる説明をいただきました。

最後に1点確認したいことがあるのですけれども、私の近隣にこういうチラシが入りました。太子町政をただす会ということで、私の近隣ではかなり配られているようで、その内容について住民からも、これはどういうことなのというふうな質問等、説明をしてほしいというふうなことがありましたので、その点について当局の見解をお聞きしたいのですけれども、この文書、多分見られていると思うのですけれども。この中には、今回の農業委員会の選考が公平、透明性を保ったもので行われているか、それから選ばれなかった方が不服申立てをしているというふうなこと、それから選考結果の通知文書は無効であるというふうな文言が書かれてあります。これについて、町内のどこまで配布されているか分かりませんが、今3点、こういうことが書いてあるということをお知らせしてもらいましたけれども、このことについて当局の見解をお伺いいたします。

○**議長（藤澤元之介）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（森川 勝）** 私どももこのチラシは見させていただいております。私どもとしましては、今言いましたように透明性、公平性を図るべく、いろいろなことを考えて選考をしたつもりでございます。それに不服の申立てがあったということも書かれておりますが、実際、それにつきましては棄却をさせていただいております。これにつきましては、まず行政不服審査法というのがございます。それに規定します行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないと私どもは考えております。審査請求等が出てまいりましたが、これについては選考とか

試験とか、そういったものには権利が保障されているわけではないと、権利侵害には当たらないということで、私どもは不服申立てに対して却下しております。これについては弁護士等の見解もいただいております。

あと、このチラシでいろいろと書かれていらっしゃるのですが、私どもとしてはそうならないように公明正大に透明になるように、いろいろ考えて今回させていただいたつもりです。22名ものこういった大きく定数を上回るような市町はほかにはございません。聞き取りましたが、本町だけが、これはうれしいことではあろうとは思いますが、本町だけにこういった事例が出ております。近隣市町ではありません。面接試験を行ったのも当町だけです。一応、そういう点で公明正大にさせていただいたということをお理解いただけたらと思います。

以上です。

(井村淳子議員「選考結果の通知が無効であるということについての見解。」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 選考結果は無効であるという、それは多分その請求をされていらっしゃる方が言われていらっしゃるのかと思いますが、選考はあくまで私どもがすることです。職員の試験についてもそうですが、それが不服であるからといって無効であるとは考えておりません。適法性がないものと私は考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの説明で、私はもう少し選定の中身について、どういう質問があって、どのような中身のことを大事にそれぞれの方を選定していったのかという部分も詳しくお聞きしたいところがあります。確かに、これ取り組まれた方に嫌がらせをするようなことではなくて、そういった声上がる、22名の方が出られるという中で、皆さん意思を持って出てきておられるというふうに考えます。そんなやる気もないのに出てくる人はいないでしょうし、それに過去からの地区代表的なイメージや、そういう方は少ないかもしれませんが、今日まで取り組まれた農区長であったり地域の担い手としての動きの中から出てくれやというような話の中で出られた方もあると思いますが、その方々に町民としての差はなかなかつけられません。先ほど棄却されたという話もありましたけれども、本当であれば、これは議会を通してしまえば、その行政不服審査への申入れは適応除外の処分になることは、これは明らかです。しかしながら、その途中にある経過の中でそういった声が出てきてしまうというのは、やはりその選定については疑問を持っておられる方もあるという現実があると認識をします。そこで、選定については、これは議会としても大変酷な判断をしないといけないなと私は考えます。つまり、当局もこの選定に当たっては大分苦慮されたんだろうと、何も選定委員の方々がおかしい判断を持って、故意的に人間をコントロールしたとは私は思いません。しかしながら、そういった意思のある方々を無視して、この小さな町で14名選定された、そうですかと、人の好きか嫌いかで判断するような判断として我々は説明ができないところがあるというふうにも考えます。

その中で、本来であれば、認定農業者の過半数は必要ですけれども、実態から仕方がない部分は分かるというふうには伝えましたけれど、この中で中立的立場の見解を持つ人員はどの方になるのか。また、年齢や性別あるいは、そういう偏りがないようにということも選定の中には入っておると思いますが、10名が70歳以上、準じて60代が3名、52歳が1名というような結果になっておると、そういった部分は重視されなかったのか。これは選定の在り方にもちゃんと記されているような内容でもありますし、そのあたりの説明もいただきたい。

また、推薦と自薦、この推薦という形もどういふ方が推薦するのか、なあなあな人間関係で団体の長が、悪いけれどわしを推薦してくれへんかというような話で推薦が出た場合も、まるで個人同士の付き合いで推薦が出てきてしまうこともあり得ると。団体から推薦されるということは、団体が全て周知されている状況にあったのかという背景もよく分かりません。自薦から出られる方の意思というのは、やはりこれからは行動する農業委員会ということが平成28年の改正では言われておるところです。求められる農業委員の資質についても、知識を持って動こうとする人間が必要になる場面があるのではないかというふうにするからこそ、先ほどの4分の1に変えるという議案でも、どのように農業委員会が取り組んでいるのかという部分を確認したかったのです。ただ、部長の答弁は、それを聞いているというような答弁でとどまっています。太子町の主体としての農政の姿勢がある程度示されるべき姿勢があつてこそ、農業委員会の委員に選定された人間を我々は同意できます。しかしながら、その答えがはっきり見えないような状況の中では、農業委員会の取組も見えにくいような状況の中では賛成しかねます。そのあたりも含め、説明をいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前10時55分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、今回上程させていただいております14名、当然認定農業者の方については面接をしております。ただ、書面は私は見させていただきました。ただ、当然認定農業者になるためには数多くの資質が必要にならうと思っております。当町としましても、この認定農業者の数を増やすことが、まずもって担い手を増やすことが太子町の農業を活性化できる基だと私は思っております。これらについて、この方々が本来半数を超えるのが太子町にとっても一番いいことだと私は思っております。ただ、議員もおっしゃられるように、今の現状を見ると致し方ない状況であるということも御理解をいただきたいと思っております。

今年年齢等につきましては考慮すべきだろうとは思いますが、ほとんど考慮はしておりません。今回は書面及び面接結果をもって、6名の委員がそれぞれの点数をもってつけさせていただいております。本来は考慮すべきかもしれません。

それと、今の中立の方でございますが、前田俊春さんでございます。この方については、またそのときでもお話しさせていただきますが、今の行政相談員でもありますし、なおかつ県の農政の担当を20年間ほどされていらっしゃる方です。当然、それらから中立委員として前回もお願いしたところでございます。

あと推薦、他薦、それについてですが、当然営農組合等の団体、それから認定農業者、準ずる者とされる方からの推薦が点数が一番高くしております。続いて自治会とか農区長からの推薦をその次に高くしております。自分でされていらっしゃる方についてはゼロ点というような形で加算はしております。ただ、今言いましたように、書面ではほとんど差が出ておりません。面接試験の点数でかなり差が出ているということを申し上げて、公正にしているということを御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議長の御指摘があつたことも理解はいたします。ただ、この同意第4号から同意第17号全般について判断をするためには、そのあたりのことを解釈しないと、責任を持った判

断を私、それから議員もできないと。ですから、当局側にはできるだけ誠意を持った上での情報の提供をいただきたいと思うところではございますが、先ほどの部長の説明である程度の解釈として、町側の選定委員がある一定の解釈を持って取り組まれてるんだなというのは顔ぶれを見ても、その中身を見ても分かるところです。しかしながら、これはやはり国も5年たった経過で、これは全国の農業委員会にアンケートを採ろうとしてるのですよ。つまり、この制度改革になって公平性とか透明性という部分になるのであれば、選挙をしたらある程度納得するようなどころはありますけれども、選定委員さんがどういう尺度を持ってやったのかというのは、やっぱり見えにくいと、この判断は私は責任を持っては判断できないと考えます。ですから、私は同意第4号から同意第17号については、誰が人がいいとか悪いとかという判断ではなくて、もう少し明らかにしたような答えを持った取組がなされるべきだというふうに考えているのですが、もう一点だけ部長に説明をいただきたいのは、公募の在り方です。果たして町民の多くの方々、この農業委員会を町外からも入って立候補ができるわけです、町外の方でも。ですから、どのような公募の在り方を進めて農業委員会というものを進めようとする町の姿を公募の中に示されていたのか、説明を求めます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） こちらは平成29年ですか、前回と同じように同意案件を出させていただいたときにも御説明したと思うのですが、その段階で太子町農業委員会の委員選任に関する規則というのも同時に出させていただいていると思います。そちらで募集の方法、太子町の広報、それから太子町のホームページ、前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める方法と定めております。ただ、どうしてもPRするには当町の「広報たいし」、そしてホームページ以外なかなかないというのが今現状でございますし、太子町のホームページを見ていただくと、太子町外の方からでも可能は可能となります。今は1点でございます。当然その中で自薦の方もありますし、今言いましたような他薦、営農組合や自治会等の推薦もありますし、そういったところを規則なり要領なりに基づいて実施をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 最後になりますが、これは町民からも私に情報として入ってるのですが、一度担当の方が農業委員になられる方であったり、推進委員になる方に対して個別に訪問して依頼をしたというような話も耳に入ってますが、そういうことはないですね。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私にはそういった情報は入っておりません。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 先ほどちょっと言いましたように、この案件については、議長、ちょっと大目に見たってください。あした、一般質問ではかけ離れよったら厳しく本線に戻していただいたら結構です。

認定農業者または準ずる者の数の緩和には同意はしましたけれども、今回のこの農業委員及び推進委員の選び方について異議を申し立て、質疑を行います。

このたびのこの同意案件について、先ほどの議員が言われたように、やはり各地区の農地面積といえますか、農業面積といえますか、それは関係ないと部長は言われましたけれども、私たちは大いに関係があると思います。私の計算では、龍田校区が全体の27.3%、これで行きますと3.8人、太田校区が22.6%、3.2人、石海校区が40.5%、5.7人、斑鳩校区が9.5%、1.3人、これ

が計算上の割当て人数になるわけですが、きょう現在の、3年前に選出された方々が、龍田校区が3人、太田校区が4人、石海校区が5人、斑鳩校区が2人の計14人、そして推進委員は行政が考えられた斑鳩校区が1人、他の3校区が各2名、3年前は大体そのような、仮にでも決められた数字に近いものでありますが、今回は私は異常な割当てだと考えます。

まず、ある方が申込みに来たら、75歳を超えているから駄目だと断られたそうです。ほんで1点お尋ねしますが、この75歳を超えては駄目だという記述がこの法律のどこに書かれておりますか、1点お尋ねをします。

また、選ばれた方の中には日々病院通いをされている方も選ばれて、自分でも不思議がっております。田んぼを所有されていても、人任せで耕作されておりません。

また次に、農業委員、推進委員の両方に申し込まれた方が数人おられ、俗に厚かましいいじゃないかと、それを法律で規制はされておられませんけれども、そういうやつは取り上げないというふうな声も私は聞いておりますが、これについても落とされた方、またこの中で受かった方もおられます。こういうことが農業委員の数に響いていっとなです。

次に、先日の総務経済建設常任委員会で太子町の農業関係の条例の説明の中で、今後はほ場整備を進めなければならないと、そして50代、さらに50歳以下の担い手を育てていかなければならないと、これは当局側の方が考え方を述べられました。にもかかわらず、50歳代の若い候補者を落選、落とされております。何かこの方に大きな欠陥でもあったのか。その辺の数点をお尋ねいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、各地区の農地面積から議員がそれぞれにあるべき人数にしたほうがいいと、配分されたほうがいいのではというような、まず最初におっしゃられてましたが、それが前回から変わっているということは御理解をいただきたいと思います。それまでは地区制みたいな形になっておったのを太子町一本で選考に、全体で切り替えなさいということになっておるということをまず御理解いただきたいと思います。実際には、今現在ですけれど斑鳩校区が2名、石海校区5名、太田校区が4名、龍田校区3名です。今回、その割り振りがかなり変わっております。ただ、その割り振りをある程度現場の地区別の現状を見ていただくのは、当然それぞれのところへ斑鳩校区から振って行っていただくことにしていただけたらなと農業委員会の方法で思っております。

2点目なのですが、75歳を超えている方は駄目ですよと言ったことについては私のほうでは聞いておりませんが、当然法律にはそういうことは書いてないと私は思います。実際言うてるかどうかというのは、まだ確認はしておりません。

2点目ですが、日々病院通いとか田んぼを人任せの方もいらっしゃるということでございますが、農業委員会、地区別へ出ていただくものと毎月定例のもの、大体通常は2回来ていただくような形、対応していただくような形にしております。日々病院通いの方がそういった2日間で行けないのかどうかは分かりませんが、当然それらの方々についても農業委員会において役割を果たしていただきたいと考えております。

両方に申込みがあられる方、当然いらっしゃいました。その選考には推進委員、それから農業委員、それぞれの候補で変わっているところではございますが、面接時に双方にお申込みの方については農業委員になりたいのか、それともどちらでもいいのか、こちらは聞かせていただいております。点数に応じて、それぞれからさせていただいているのが現状です。

最後、当局、こちらが総務建設常任委員会で50歳程度の方、若い方々に農業委員になってほしいと、当然私もそう思っております。もっと若い方でもなっていたらいいと思っております。

ただ、今言いましたように選考結果で何の操作もなく公平性、透明性を高めるために書類審査、面接審査の点数をもってさせていただいております。議員のおっしゃられる方がどなたかは分かりませんが、その結果をもって落ちられたというようなことになっていると御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 面接のときに人として健康でなければ、やはり報酬を得てこの任務を務めていくということは一番に大事なことやないかと思うし、この農業委員の法律の中にも、何ページやったかは分かりませんが、健康な者という文言はきちっと入っていました。だから、あなた方はそのときにそういう健康についての質疑はなかったのですか。ただ、庁舎の何階でされたか分かりませんが、そこまで歩いてきたら全て健康やという判断をされたんか。

それから、斑鳩校区が2人でええ、現在2人やのに面積が太子町の10%にも満たない少ない面積のところから5人も選んで、それでよその校区はその方々に見てもらって、そんなよその校区の田んぼのことなんか分かるはずがないやんかいな。その辺が私はもう全く理解ができません。その2点、どのように考えてますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 選考時に健康面についての質問等は事実上しておりません。ただ、当然お話ししている段階で病院通いをしているとか、そういう話は出ませんし、私どもの話をして健康面には問題ないかなというのはその段階では考えてはおりました。実際、議員がどの方を病院通いなりをおっしゃられているのかは分かりませんが、最低でもその農業委員会で必要とされる2回は当然その方もそれだけの健康はあられるものではないかと私自身は考えております。

それと、先ほども言いましたように、今回は地区別を考慮はしておりません。前回の法律が改正された意図は太子町で1本として考えなさい、これからの農政の在り方を、太子町の農政の在り方を考えなさい、地区別で今の農振農用地をどうするかとか、そういうものではありませんと、太子町の農振農用地をどうするかとか、そういった農政を考えていただきたいということで前回変わったものでございます。地区別をもっと考慮せえと言われますと、ほんなら地区別の人数で、その応募された人数に今回は大きく違っておりますし、それらを考慮すべきものではないかと思っております。法律にのっとりた処理をするのが私どもの務めと考えておりますし、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 これ3回目やね。御理解できません。やはり中には偽って応募されとう方がおります。自分は不健康であるにもかかわらず、なりたいということで、その辺のことを見抜けなかった当局側にも私は責任があると思っております。

さらに、私は無理を担当課長、担当部長に、もう決まっとなやったら早う見せえと言うたのですけれども、見せられませんか、名簿をね。私はなぜ言うたかというたら、今日のようなこういう時間が結構たってしまうのが想定されたから、事前にいろいろと話をしたかったわけで、ほしたらこうやいやい言うとするのも短縮されとんや。町長、分かってもらえますか。ほんで、全協資料をいただいたら、全協資料が配付されたのは20日ぐらいか。資料を見たら、この農業委員の名簿がずらっと、11月3日か4日に聞いて、もうコピーされとんや。だから、そういうことがもっともっと、町長、副町長とこういう話を事前に根回しをして、こういう時間をもう少し短縮する



ことができたのではないかというちょっと寂しい気持ちもあって今いろいろとしゃべらせていただいたわけです。御理解をしてくださいと言われるのも分かりますけれども、私は御理解ができません。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 太子町内の様々な問題を校区別ではなくて、町全体として考えていくというのは、これはまた1つの考えなので、それについては特段意見をこの場で申し上げるつもりはないのですが、先ほど来、地区別には選定していないということでありましたけれども、先ほど部長の説明の中で、農業委員会は月2回と、全体と地区別のものということでありましたけれども、この地区別の意味を教えてください。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 地区別といいますのは、その農業委員会、月末等で開かれますが、それまでにそのいろいろな届出があったもの、申請のあったものを地区ごとに、斑鳩なら斑鳩、太田なら太田なりというような形でそれぞれに申出、申請のあったところを現場へ出向いていかれます。それがそれぞれの割当てのありました農業委員さん及び推進委員さんで行っていただくと、現地を見ていただいて、それぞれ続いての月末の農業委員会でいろいろと意見を申していただくというようなことになっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ということは、農業委員さんが今後決まった上で、それぞれの地区の割当てがあるという認識でよろしいでしょうか。それとも、この時点でもう既に決まっているというふうなことでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 農業委員会で決められるということでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この同意案件、同意第4号から同意第17号全般について、この選ばれている方が駄目だという判断はなかなかできません。しかしながら、今日当局の質疑に対応している答えから考えますと、もっともっと、どのようなことを確認し、それぞれを選定していったのかということをはっきりさせるべきだと私は考えます。でなければ、議会としてはどのような形で何をもちいて判断したんだと、選定委員を認めて、この選んだ人間を認めろとおっしゃっているのであれば、議会に通す必要はない案件になるわけです。議会に問われるということは、議員としての責任が問われるわけですので、この同意第4号から同意第17号全部において棄権する立場を表明します。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。  
これから同意第4号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。  
同意第4号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」「異議あり」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。  
これから同意第4号を採決します。  
この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。  
（議場閉鎖）
- 議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。  
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に首藤佳隆議員、清原良典議員を指名します。  
投票用紙を配ります。  
（投票用紙配付）
- 議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成とし、否とする方は反対と記載願います。  
なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
（投票箱点検）
- 議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。  
（職員点呼、投票）
- 議長（藤澤元之介） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
ただいまから開票を行います。  
首藤佳隆議員及び清原良典議員、立会いをお願いします。  
（開 票）
- 議長（藤澤元之介） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 6票、反対 7票

以上のとおり反対多数です。したがって、同意第4号は同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第5号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

清原良典議員。

○清原良典議員 何ら考えていませんでしたのでちょっとどぎまぎしてはいますが、先ほどからいろいろと質疑と異議を唱える中で、この農業委員と推進委員の両方に申し込まれて、そしてその方を選ばれておる、そしてその影響が若い50代の候補者といえますか、その方に影響が出ている、落選をさせておるということで、同じことを何度も言いませんが、やはり町の行政としてよほどの欠陥がない限り50代というふうな方は上げるべきであったと、そのように感じておりますので反対とさせていただきます。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの同意第4号と同じ意味合いから、人物を批判するものではないですが、この選定委員の同意については判断ができないと反対の立場を表明します。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第5号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

同意第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

これから同意第5号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中島貞次議員及び井村淳子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中島貞次議員及び井村淳子議員、立会いを願います。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第6号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同意第4号同様の理由から、判断できないという立場を表明します。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第6号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

同意第6号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

これから同意第6号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀卓史議員及び松浦崇志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

堀卓史議員及び松浦崇志議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) 投票総数 13票です。

投票のうち賛成 8票、反対 5票

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時00分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。再開をいたします。

上程中の同意第7号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同人事案件同様、質疑で行ったこの制度上の課題というのを指摘した上で、人物を判断するものではなく、判断ができないという立場を表明します。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第7号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

同意第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

これから同意第7号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に出原賢治議員及び森田哲夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

出原賢治議員及び森田哲夫議員、立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（藤澤元之介） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（藤澤元之介） 上程中の同意第8号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同人事案件同様、人物を批判するものではなく、判断を基準として持てないと

いう立場を表明します。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第8号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

同意第8号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

これから同意第8号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田正之議員及び長谷川正信議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。



吉田正之議員及び長谷川正信議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第9号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同人事案件同様、人物を批判するものではなく、議員として判断ができないものを表明し、棄権いたします。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第9号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

同意第9号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

これから同意第9号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に玉田正典議員及び上山隆弘議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

玉田正典議員及び上山隆弘議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のおおり賛成が多数です。したがって、同意第9号は原案のおおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第10号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同人事案件同様、課題を指摘した上で判断できない立場から棄権いたします。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。  
これから同意第10号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。  
同意第10号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」「異議あり」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。  
これから同意第10号を採決します。  
この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。  
（議場閉鎖）
- 議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。  
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中藪清志議員及び首藤佳隆議員を指名します。  
投票用紙を配ります。  
（投票用紙配付）
- 議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。  
なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
（投票箱点検）
- 議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。  
（職員点呼、投票）
- 議長（藤澤元之介） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
ただいまから開票を行います。  
中藪清志議員及び首藤佳隆議員、立会いをお願いします。  
（開 票）
- 議長（藤澤元之介） それでは、投票の結果を報告します。  
投票総数 13票です。  
投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第11号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 前からの全同意案件について、判断ができないということを表明し、採決においては棄権といたします。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第11号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

同意第11号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。清原良典議員及び中島貞次議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

清原良典議員及び中島貞次議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第12号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同農業委員会の委員の任命については、先ほど来、指摘しておることを踏まえ、判断できない立場から、採決になれば棄権する。

以上。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第12号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第12号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井村淳子議員及び堀卓史議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

井村淳子議員及び堀卓史議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第13号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 農業委員会の任命に同意を求められることについて、同様の意見を持って判断できないと表明します。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第13号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第13号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に松浦崇志議員及び出原賢治議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

（職員点呼、投票）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

松浦崇志議員及び出原賢治議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長（藤澤元之介） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（藤澤元之介） 上程中の同意第14号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 最初にお願いしたように、今日は少し大目に見てください。今回内定されておる斑鳩地区の方が5人、これは全部昭和24年生まれ、ということは今度改選のときは74歳やな。1人、今再選された方、福西さん、この人だけ1月5日生まれ、それはこの方が再度応募されたらどうされますか。それと同様に、先ほども私は75歳の文言が法律のどこに書かれとんやということで、部長は書かれてませんということで言われましたけれども、この場合、いつまでもずっと75歳で切るのか、それも同様に返事をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

(休憩 午後2時04分)

(再開 午後2時04分)

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 75歳を決めておるのは、本町のローカルルールだと私は思っております。当然町会議員さんもそうですし、国会議員もそうですし、年齢制限はございません。この方々が再度立候補されたところで、その方がふさわしいということで選考委員会等でまた選考されれば、再度の農業委員候補になることも可能と考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 だから、申し訳ないけれども、1月6日の方やったら、もうすぐ75になりますやんかいな、違いますか、私の計算がおかしいですか。

(「今、71歳」の声あり)

今、71やろ。72、73、74やろ。ほなまだ福西さんの場合は74か。年超したら、すぐ75違うの。

1月5日生まれやで。そこを言よんや。だから、ちょっと大目に見てください言うのや。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 先ほど申し上げましたのは、75歳のルールというのは太子町のルールであって、法律上は年齢制限はございません。農業委員会にしても、候補にしても、そうだと私自身は思っております。公職選挙法にもありませんし、農業委員会の法律にもございません。ということは、当町のルールをもって75歳になるからといって、その方が駄目ですよと言え



ないと私は考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 2 時07分）

（再開 午後 2 時09分）

○議長（藤澤元之介） では、再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同同意案件同様、議員として責任を持った判断ができない、ただ人物を批判するものではないことを表明し判断できないと、また採決になっては棄権とすることを表明します。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第14号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第14号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に森田哲夫議員及び吉田正之議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

森田哲夫議員及び吉田正之議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第15号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同同意案件同様、判断できない立場から採決になれば棄権をし、また人物を批判するものではないことを表明します。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第15号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

同意第15号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に長谷川正信議員及び玉田正典議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

長谷川正信議員及び玉田正典議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 上程中の同意第16号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 農業委員会の委員の同意を求める案件について、前段に述べたとおり、判断できないものと表明し、採決となれば棄権することを表明します。

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第16号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第16号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上山隆弘議員及び中藪清志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

(職員点呼、投票)

○議長（藤澤元之介） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

上山隆弘議員及び中藪清志議員、立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（藤澤元之介） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 7票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（藤澤元之介） 上程中の同意第17号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、この同意第17号で全ての委員の方の同意となるわけではありますが、この案件についても同様に課題点、問題点、質疑へ対応した部分についての課題点、問題点を確認した上で議員として判断ができないと、またこの同意案件が当初の数名の票が割れる、形が変わる、つまりは議員がこの人事を判断したということに差し迫れることについて、ここには課題が残ると私は考えます。そういったことも含めて、この案件について判断できないと再度確認し、今後の農業委員会の在り方についての検討をさらに進めることを期待します。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第17号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第17号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に首藤佳隆議員及び清原良典議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

首藤佳隆議員及び清原良典議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 8票、反対 5票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午後2時44分)

(再開 午後3時00分)

○議長(藤澤元之介) 再開をいたします。

お諮りします。

本日の日程第21、議案第68号から日程第31、議案第81号までは、本日は提案説明のみにとど

め、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第21 議案第68号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第6号)

○議長(藤澤元之介) 日程第21、議案第68号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第68号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第6号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改定等に伴う人件費や事業執行に係る歳出予算と国県支出金等の歳入予算のほか、繰越明許費や債務負担行為、地方債について補正するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ4億2,112万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を181億805万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金の追加と諸収入、町債の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費の追加と議会費、消防費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業設定しております。また、債務負担行為の補正については2つの事業を追加するものであります。最後に、地方債の補正については、学校整備事業へ新たに事業を追加し、加えて限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(藤澤元之介) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) ただいま上程されました議案第68号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第6号)について詳細を説明申し上げます。

今回の補正は、給与改定等に伴う人件費や事業執行に係る歳出予算と国県支出金等の歳入予算のほか、繰越明許費や債務負担行為、地方債について補正するものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

人件費の補正につきましては、令和2年度人事院勧告に伴う賞与の減少や新型コロナウイルス感染症対応の事務の影響による時間外勤務手当の増加などによる総額で125万1,000円を追加し、会計間移動を含めた全会計では181万4,000円を追加するものでございます。なお、人件費に係る個々の説明は省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節8報償費のうち、ふるさと応援寄付謝礼5,768万円の追加につきましては、ふるさと応援寄付金の収入見込額の増加に伴うお礼品等の経費であり、関係経費として節12役務費を17万6,000円、節13委託料のうち、ふるさと応援寄付業務委託料を2,169万2,000円追加しております。節8報償費のうち、シティプロモーション研修講師謝礼8万円につきましては、住民や事業者等を対象に地域協働及び情報発信を主題としたまちづくり研修を講師を招いて実施するものでございます。節11需用費、消耗品費80万3,000円の追加につきましては、まちの魅力を発信するため、クリアファイルを作成する経費を計上しており

ます。節13委託料のうち、町歌CDレコーディング業務委託料22万円につきましては、太子町歌の音声データを制作するため、太子高校吹奏楽部及びJコーラス部にレコーディングをお願いし、CD制作者に委託するものでございます。また、文化会館にてレコーディングを実施する予定であることから、節14使用料及び賃借料に5万円を計上しております。節13委託料のうち、まちPRパネル等製作委託料52万円につきましては、先ほど説明したクリアファイルと同様、まちの魅力を発信するため、飲食店マップ等のパネル製作を委託するものでございます。また、節18備品購入費53万3,000円につきましても、役場行政棟東側壁面にイベント等の開催予告など、まちの魅力を発信する広告の投影やプロジェクションマッピングなどを行えるようプロジェクター及び附属備品を購入するものでございます。

19ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金、民営乗合バス運行補助金1万5,000円につきましては、令和2年4月のダイヤ改正に伴う神姫バス路線への補助金額の追加でございます。

目7電子計算機費、節9旅費19万1,000円の減額につきましては、証明書のコンビニ交付システムの改修見送り等で出張が不要となったことなどによるものでございます。節13委託料326万9,000円の減額につきましては、主に統合型GISシステム構築費用が減額となったことによるものでございます。また、節14使用料及び賃借料33万1,000円の減額につきましても、統合型GISシステムを11月に構築したことで10月までの7か月分の使用料を減額するものでございます。節15工事請負費につきましては、感染症対策として庁舎内の会議室等でオンライン会議が行える環境を整備するものでございます。

目13基金費1億6,000万円の追加につきましては、目6企画費で説明したふるさと応援寄付金の増額に伴うものでございます。

目15庁舎管理費、節11需用費、消耗品費31万2,000円につきましては、窓口や会議室等へ設置するアクリル板を追加購入するものでございます。節18備品購入費のうち、施設備品購入費729万9,000円の追加につきましては、感染症対策として分散勤務に必要な机、椅子に加え、庁内会議や打合せ等で使用できるデジタルホワイトボード等を購入するものでございます。また、衛生医療用備品購入費60万円につきましても、来庁者及び職員が自主的に検温できるよう、庁舎の入り口に設置するサーマルカメラを購入するものでございます。

目25特別定額給付金給付事業費につきましては、事業費の確定による補正でございます。

21ページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節13委託料のうち、クレジット収納サービス更新業務委託料75万7,000円につきましては、令和3年度末でヤフー株式会社によるクレジット収納サービスが終了するため、株式会社エフレジのサービスに更新するための委託料でございます。なお、全国的に業者委託する市町が多く見込まれ、早期の着手と作業期間の長期化に備えて第2表に繰越明許費を設定しております。審査・国税連携システム再セットアップ業務委託料31万9,000円につきましては、パソコン端末の入替えに伴い、新端末に各システムを再セットアップする委託費用でございます。節23償還金・利子及び割引料200万円につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の拡大が業績等に影響し、法人町民税の納税額が予定納税額を下回ったことなどによる諸税還付金の追加でございます。

23ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード交付窓口の混雑緩和のため、住基ネットワーク機器端末1台を新たに追加購入、設置するもので、節13委託料に33万円、節18備品購入費に28万5,000円を計上しております。

項4選挙費、目2町長選挙費につきましては、経費の確定により245万7,000円を減額しております。

25ページをお願いいたします。

項5統計調査費63万9,000円の追加につきましては、国勢調査等の統計事務委託金の交付決定により歳出額を補正するもので、報償費等の必要経費を計上しております。

27ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、11月16日に開催を予定していた戦没者追悼式を中止したため、節11需用費、消耗品費を28万4,000円、節14使用料及び賃借料を3万2,000円減額しております。節28繰出金76万3,000円につきましては、人件費の補正等に伴う国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。

目2老人福祉費につきましては、9月16日に開催を予定していた敬老会を中止したため、節11需用費、消耗品費を65万7,000円、節12役務費を3万円、節13委託料を68万9,000円、節14使用料及び賃借料を42万1,000円減額しております。節28繰出金及び目4後期高齢者医療費、節28繰出金につきましては、人件費の補正等に伴う介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の補正でございます。

目5障害者福祉費、節19負担金・補助及び交付金、グループホーム新規開設サポート事業補助金50万6,000円の追加につきましては、1事業所より新たな申請があったことによるものでございます。節20扶助費3,631万7,000円の追加につきましては利用者の増によるものであり、節23報償費・利子及び割引料751万8,000円につきましては昨年度の実績に基づく返還金でございます。

29ページをお願いいたします。

目8保健福祉会館管理費につきましては、福祉会館内の会議室等においてオンライン会議や相談が行える環境を整備するため、節11需用費、消耗品費に音声マイクの購入費用として4,000円、節15工事請負費に49万1,000円、節18備品購入費にパソコン用カメラ等の購入費用として24万3,000円を追加しております。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費及び目3保育所運営費並びに目5児童措置費の節23償還金・利子及び割引料につきましては、昨年度の実績に基づく返還金でございます。

なお、目5児童措置費、節20扶助費2,045万1,000円の追加につきましては、利用者の増によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節28繰出金のうち、2,783万円につきましては、さきの補正予算で予算化した水道基本料金の減免期間について、生活支援及び事業支援のため、さらに2か月延長し、減免期間を計8か月とすることに伴う影響額を補正するものでございます。

目2予防費921万5,000円の補正につきましては、国の予備費を財源とする新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費でございます。ワクチンの実用化を前に、今年度中に予防接種システムの改修やワクチン接種券を交付するなどの準備を国から要請されたため、節1報酬に47万3,000円、節11需用費、消耗品費に事務消耗品として3万1,000円、節12役務費に接種券の郵送費用として274万4,000円、節13委託料に接種券作成及びシステム改修費用として596万7,000円を計上しております。

33ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節13委託料50万2,000円の追加につきましては、県補助金を財源として町内5か所のため池の定期点検を委託する費用でございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金・補助及び交付金、プレミアム付たいし商品券交付金3,000万円につきましては、感染症拡大の影響を受けた地域経済への支援を目的に、登録店舗において1冊当たり1,000円券5枚つづりとした5,000円分のプレミアム付たいし商品券を4,000円で販売していただき、使用された商品券1,000円につき20%のプレミアム分を交付する事業を実施するものでございます。なお、1店舗当たり300冊、販売額120万円、プレミアム額30万円を上限に配布し、各店舗につき1人当たり5冊まで購入できることとしております。なお、この事業に係る事務費として、節11需用費、印刷製本費に商品券等の印刷代として127万8,000円、節12役務費に2万9,000円を計上しております。節13委託料1,481万5,000円の減額につきましては、県との協調事業により実施した経営継続支援金給付事業について、支出額が確定したため、残額を減額するものでございます。なお、この経費の財源は既決の歳入予算新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しておりますので、財源更正のため、減額分を31ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節28繰出金で説明いたしました水道基本料金の減免費用の財源に振り替えて充当しております。

目2観光費、節13委託料32万8,000円につきましては、日本郵便株式会社と進めている包括連携事業の1つとしてスタンプラリー形式で町内を巡ってもらうよう、町内にあるポストのうち10か所を町マスコットキャラクターぼうじいの10ポーズのデザインでそれぞれラッピングする費用でございます。

35ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金・補助及び交付金、空き家活用支援事業補助金200万円の追加につきましては、今年度より兵庫県の補助事業における補助限度額が「対象経費の3分の2」から「300万円を上限とする対象経費に応じて定額」に改正されたことに応じて、2件分の所要見込額600万円に不足する額を計上するものでございます。

目2下水道事業費、節28繰出金1万3,000円の減額につきましては、人件費の補正に伴うものでございます。

目3公園管理費、節11需用費、修繕料50万円の追加につきましては、老朽化による公園施設の破損等が多く、今年度内に対応を要する修繕費用に不足が生じたものでございます。

37ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節13委託料81万9,000円の減額につきましては、J-ALERTシステムの保守経費が防災行政無線の保守範囲に含まれることとなり、稼働初年度の経費は無料となったことから、全額を減額しております。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料75万9,000円の追加につきましては、定期点検の結果を受けて、点検業者より指摘のあった消防設備及び消火設備の修繕費用を計上するものでございます。節15工事請負費につきましては、洋式便器の整備率が低い石海小学校について、学校改善交付金の交付決定を受けて、南館のトイレを改修する費用でございます。節18備品購入費47万7,000円の追加につきましては、龍田小学校及び斑鳩小学校において、令和3年度に特別支援学級がそれぞれ1クラス増設する見込みとなったことから、ホワイトボード等の学級備品を購入するものでございます。

目2教育振興費、節18備品購入費491万5,000円の追加につきましては、ICTを活用した学習活動として、さらなる活用が見込まれる各小学校の書画カメラ及びマグネットスクリーンについて、故障や破損した備品を更新するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料27万5,000円の追加につきましては、小学校費と同様、定期点検の結果を受けて、点検業者より指摘のあった消防設備の修繕費用を計上

するものでございます。節15工事請負費、太子東中学校大規模改造工事費4,074万円の減額につきましては、支出額の確定に伴うものでございます。

39ページをお願いいたします。

節18備品購入費29万3,000円の追加につきましては、太子東中学校において令和3年度に特別支援学級が2クラス増設する見込みとなったことから、ホワイトボード等の学級備品を購入するものでございます。

目2教育振興費、節18備品購入費198万4,000円の追加につきましては、小学校費にて説明した書画カメラについて、各中学校においてICTを活用した学習活動の充実のため、新たに購入するものでございます。節20扶助費51万円の減額につきましては、交付決定による特別支援教育就学奨励費の減額でございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費のうち、石海幼稚園砂場改修工事費78万4,000円につきましては、腐食した砂場の木枠を安全性と耐久性に優れたゴム製に更新するものでございます。また、龍田幼稚園門扉更新工事費41万7,000円につきましては、南側の正門が老朽化のため、開閉時に倒れる危険性があることから更新するものでございます。

41ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目7会館管理費、節11需用費、修繕料33万円の追加につきましては、文化会館のホール出入口の扉を固定するチェッカーが故障し、開放状態が保てずに換気ができないことから、感染症対策として部分修理するものでございます。節18備品購入費155万7,000円につきましても、感染症対策として、従来、中ホールで実施していたイベントを大ホールにて行うようになり、大型のプロジェクターと故障中のプロジェクターの更新が必要となったことから、2台を購入するものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金、長期債元金償還金145万4,000円の追加及び43ページの日2利子1,183万2,000円の減額につきましては、10年前に利率見直し方式により発行した地方債の利率の変更等に伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款15国庫支出金及び款16県支出金につきましては、それぞれ歳出予算の増減に伴う補正でございます。

13ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金のうち、ふるさと応援寄付金1億6,000万円は、歳出で説明したとおり、今年度のふるさと応援寄付金額を5億6,000万円と見込んだことによる追加でございます。また、地域応援企業による一般寄付金26万円につきましては、感染症の影響により疲弊している地域を応援したいとの思いから、西兵庫信用金庫様より現金寄附の申出があったものでございます。なお、この寄附金は用途を特定しない一般寄附となっておりますが、趣旨を鑑み、感染症対策事業に活用したいと考えております。

15ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億2,861万5,000円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整によるもので、目2ふるさと応援基金繰入金7,954万8,000円の追加につきましては、歳出で説明したふるさと応援寄付金に係るお礼品等の追加経費に全額充当するものでございます。

款22町債、項1町債、目5教育債、節1学校建設事業債のうち、太子東中学校大規模改造事業債4,230万円の減額は支出額の確定によるもので、石海小学校南館トイレ改修事業債3,220万円に

つきましては歳出で説明した事業の実施によるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費につきましては、歳出で説明したとおり、クレジット収納サービスの更新作業の期間を確保するため、1事業を設定しております。

次に、第3表の債務負担行為補正につきまして、太田学童保育園運営委託事業につきましては、指導員の人材確保と契約の準備等に期間を要するため、期間を令和2年度から令和4年度、限度額を2,500万円と設定し、旧環境センター解体事業については、設計など事業の着手に向けて期間を令和2年度から令和3年度、限度額を解体工事を含めて3億3,000万円と設定しております。

5ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正につきましては、学校施設整備事業について、石海小学校南館トイレ改修事業に係る地方債を追加し、太子東中学校大規模改造事業に係る地方債の限度額を変更しております。

以上で議案第68号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第69号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第22、議案第69号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第69号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費等の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ218万円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億218万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税の減額、災害臨時特例補助金の追加、特別調整交付金の追加等を行うものであります。

歳出予算におきましては、給与改定等による人件費の減額と会計年度任用職員の育児休暇取得による代替職員の雇用に伴う報酬の追加等を行うものであります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、議案第69号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に係る国民健康保険税の減免に伴う保険税の減額及びこの減免の財源として国より交付される災害臨時特例補助金の追加、同じく減免の財源として県より交付される特別調整交付金の追加を行うものです。また、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援策として平成30年度より本格実施された

保険者努力支援制度交付金の令和2年度分の交付決定による減額、給与改定等に伴う職員給与費等繰入金の追加、交付税算入額の確定による財政安定化支援事業繰入金の減額を行う補正であります。

歳出予算においては、総務費の給与改定等に伴う人件費の減額、会計年度任用職員の育児休暇取得による代替職員の雇用に伴う報酬の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬につきましては、会計年度任用職員の育児休暇取得による代替職員の雇用に伴い、報酬として84万7,000円を追加するものです。節3職員手当等については、給与改定等による人件費補正として4万9,000円を減額しております。節4共済費についても同様に、給与改定等による人件費補正として3万5,000円を減額しております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金については、歳入歳出予算の財源調整を行うため、財政調整基金積立金294万3,000円を減額しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税については、節1医療給付費分現年課税分において、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に関する国民健康保険税の減免制度の10月までの実績に基づきまして、14件分の225万6,000円を減額しております。節2後期高齢者支援金分現年課税分におきましても同様に、14件分、78万4,000円を減額しております。節3介護給付金分現年課税分においても同様に、12件分、53万3,000円を減額しております。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5災害臨時特例補助金につきましては、節1災害臨時特例補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に関する国民健康保険税の減免制度の財源といたしまして214万3,000円を追加しております。この交付額につきましては、減免額の10分の6が措置されることとなっております。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金については、節2特別交付金におきまして、保険者努力支援制度交付金の交付決定による補正として184万円を減額し、また新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に関する国民健康保険税の減免制度の財源といたしまして142万9,000円を追加しております。この県からの特別調整交付金につきましては、減免額の10分の4が措置されることとなっております。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、節2職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を追加したことから人件費分と同額の76万3,000円を追加しております。

8ページをお願いいたします。

節4財政安定化支援事業繰入金につきましては、地方交付税算入額の確定によりまして110万2,000円を減額しております。

以上で令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第70号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第23、議案第70号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第70号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3,925万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億7,400万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金の増額と県支出金の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、保険給付費の増額と地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、ただいま上程されました議案第70号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては介護給付費等の内示に伴う国県負担金の見直し、国からの介護保険事業補助金及び保険者努力支援交付金の創設に伴う追加、一般会計繰入金の追加、財源調整としての介護給付費準備基金繰入金の補正を行うものでございます。

歳出予算においては、令和3年度から使用するパンフレットの追加、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費等の追加、保険給付費の精査による補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等による人件費補正としまして、節2給料で1万1,000円の追加、節3職員手当等で15万7,000円の追加、節4共済費で8,000円を減額しております。節11需用費につきましては、令和3年度から3か年使用するパンフレットの一括印刷により24万7,000円を追加、節13委託料につきましては、介護報酬の改定対応のため、介護保険システムの改修に500万5,000円を追加するものでございます。また、節19負担金・補助及び交付金を2,000円追加し、一般管理費合計541万4,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、上半期の実績により介護サービスの利用者が当初より上回ると見込まれるため、節19負担金・補助及び交付金1,650万9,000円を追加しております。

目2予防サービス費につきましても、実績によりまして介護予防サービスの利用者が当初より上回ると見込まれるため、節19負担金・補助及び交付金1,110万4,000円を追加しております。

目3高額介護サービス費におきましても、実績により同様に節19負担金・補助及び交付金639万7,000円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費については、コロナ禍における介護予防のための後方支援事業に伴う介護保険事業費国庫補助金及び今年度より創設されました保険者努力支援交付金の内示をいただいたことによりまして財源更正を行うものでござい

す。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、給与改定等による人件費補正として、節2給料で6,000円の追加、節3職員手当等で9万円の減額、節4共済費で8万7,000円の減額、節19負担金・補助及び交付金で1,000円を追加し、包括的支援事業費合計17万円を減額しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、内示額によりまして、節1介護給付費負担金496万8,000円を追加しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましても、国の内示によりまして、節1調整交付金を438万3,000円追加しております。

目2地域支援事業交付金につきましては、包括的支援事業等交付金の内示によりまして、節1地域支援事業交付金8,000円を減額しております。

目3保険者機能強化推進交付金につきましては、自立支援、重度化予防等の取組結果により交付額が決定し、節1保険者機能強化推進交付金を15万8,000円追加しております。

目6介護保険事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により高齢者の通いの場の活動自粛下における介護予防のための後方支援事業に伴う補助金185万5,000円と介護保険制度の改正等に伴うシステム改修事業費の補助金確定による170万円の合計355万5,000円を節1介護保険事業費補助金として計上しております。

目7保険者努力支援交付金につきましては、保険者機能強化推進交付金に加えまして今年度新たに創設されました。介護予防、健康づくり等の取組結果により交付額が決定し、節1保険者努力支援交付金として536万8,000円を計上しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、県からの内示によりまして、節1介護給付費負担金2,547万7,000円を減額しております。

8ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節1保険給付費事業繰入金に2,558万円を、節2事務費繰入金に371万4,000円を、節3地域支援介護予防事業費繰入金に27万3,000円を、節5低所得者保険料軽減繰入金に507万5,000円をそれぞれ追加しております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、節1介護給付費準備基金繰入金1,166万5,000円を追加しております。

以上で議案第70号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第71号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第24、議案第71号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第71号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ67万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,380万円とするものであります。

歳入予算につきましては、事務費繰入金の減額と後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入、円滑運営事業費補助金を追加するものであります。

歳出予算におきましては、給与改定等による人件費とシステム改修費用の追加、広域連合納付金を減額するものであります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、ただいま上程されました議案第71号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては事務費繰入金の減額、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入の追加、円滑運営事業補助金を追加するものでございます。

歳出予算におきましては、給与改定等による人件費の追加とシステム改修費用の追加、広域連合納付金を減額するものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等による人件費補正として、節3職員手当等で1,000円を、節4共済費で2万7,000円をそれぞれ追加しております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修費用として、節13委託料を143万円追加しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和元年度兵庫県の後期高齢者医療広域連合一般会計決算におきまして決算剰余金が発生いたしましたので令和2年度へ繰越しをされました。広域連合における市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定によりまして、令和2年度市町共通経費負担金と相殺し、節19負担金・補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合分賦金を213万2,000円減額しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

戻っていただいて6ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、節1事務費繰入金を105万1,000円減額しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入につきましては、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等の調整のため、節1雑入、派遣職員給与等戻入を9万1,000円追加しております。

款7県支出金、項1県補助金、目1円滑運営事業費補助金につきましては、平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修費補助金といたしまして、節1円滑運営事業費補助金に28万6,000円を追加しております。

以上で議案第71号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。



日程第25 議案第72号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（藤澤元之介） 日程第25、議案第72号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第72号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活支援及び事業支援のため、水道基本料金の減免を2か月延長するための事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、収益的収入から88万9,000円を減額し、事業収益の総額を5億1,531万2,000円としております。また、収益的支出では111万円を追加し、事業費用の総額を5億1,256万円としております。

次に、債務負担行為を設定するために当初予算の条文構成を改め、他会計からの補助金及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予算額を改めております。

最後に、料金会計システム等更新事業の債務負担行為に係る条文を新たに追加しております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、ただいま上程されました議案第72号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、4ページを御覧いただきたいと思っております。

収益的収入では、第1款事業収益、第1項営業収益につきまして、コロナ禍における生活支援、事業支援のため、水道基本料金の減免をさらに2か月延長し、計8か月間の減免期間とするため、2,871万円を減額し、第2項営業外収益に人件費補正に伴う総務省が定める一般会計繰り出し基準に基づきます共済費の基礎年金拠出金相当分及びシステム改修の経費の減額、また水道の基本料金減免による減収分に係る追加によりまして、他会計補助金を2,782万1,000円を追加しております。

収益的支出におきましては、第1款事業費用、第1項営業費用において111万円の人件費に伴う経費を追加し、事業費用の総額を5億1,256万円としております。企業会計に伴う人件費のほかに水道事業に係る職員の減に対応するため、社会人枠で令和3年4月採用予定であった者を1月から採用することによって給水費等におきまして給料、手当、法定福利費等を補正させていただいております。

次に、1ページを御覧いただきたいと思っております。

第3条から第5条でございますが、債務負担行為を設定するために当初予算の条文構成を改め、所要の補正を行いつつ、新たな条文を追加しているものでございます。

まず、第3条でございますが、現予算の末尾の条文、第9条を第10条に繰り下げて、現予算の第8条に定める「他会計からの補助金7,352万8,000円」を「1億134万9,000円」に改めた上で、この条文を第9条に繰り下げるものでございます。

次に、第4条でございますが、現予算の第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます「職員給与費8,425万円」を「8,504万6,000円」に改めた上で、こ

の条文を第8条に繰り下げるものでございます。

最後でございますが、第5条でございます。現予算の第6条を第7条とし、第5条を第6条に繰り下げまして、債務負担行為に係る条文を新たに第5条として追加しております。

5ページを御覧いただきたいと思っております。

この債務負担行為につきましては、令和3年6月末で機器の保守が終了します料金改定システムを置き換えるため、令和3年6月末で置き換えが完了するよう、当該システムの機械に係る契約を本年度中に締結するため、2,000万円を限度として設定しているものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第73号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第26、議案第73号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第73号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条で収益的収入の款1下水道事業収益、項2営業外収益から総務省が定める一般会計繰り出し基準に基づく基礎年金拠出金1万3,000円を減額し、下水道事業収益の総額を11億7,393万6,000円としております。

また、収益的支出の款1下水道事業費用、項1営業費用から給与改定等に伴う人件費16万9,000円を減額し、下水道事業費用の総額を13億510万1,000円としております。

次に、第3条で現予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を4,454万1,000円とするものでございます。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第77号 太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定  
について

○議長（藤澤元之介） 日程第27、議案第77号太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第77号太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、JA兵庫西竜田支店跡地に太子町子育て支援センターを開設するため、設置及び管理運営に関する規程について、条例の制定を行うものでございます。

主な制定の内容は、地域の子育て家庭に対する育児支援を行い、多様な子育て支援事業を推進する拠点として子育て支援センターを設置することとし、施設の名称、事業内容、休館日や開館時間、利用者について規定しております。施行日は令和3年4月1日としております。また、セ

ンターの開設に伴い、児童館が廃止となることから、附則において条例の廃止を規定しております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第77号太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

この条例は、J A兵庫西竜田支店跡地に開設を予定しております太子町子育て支援センターの設置及び管理運営について定めるものでございます。併せて、議案概要書7ページから8ページも御覧いただければありがたいと存じます。

条例の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、第1条につきましては、地域の子育て家庭に対する育児支援を行い、多様な子育て支援事業を推進する拠点といたしまして子育て支援センターを設置することを規定しております。

次に、第2条につきましては、施設の名称と位置を規定しております。

次に、第3条につきましては、センターで行う事業の内容を規定させていただいております。

そして、第4条につきましては職員について規定しており、第5条につきましては休館日を日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までと規定をさせていただいております。

次に、第6条につきましては開館時間を午前9時30分から午後5時までと規定しております。

第7条につきましては、利用者について規定しております。

そして、第8条につきましてはセンターの利用制限等について規定しており、第9条につきましては施設や設備などを損傷、滅失した場合の原状の回復、損害の賠償について規定しております。

次に、第10条につきましてはセンターの使用料について規定しております。

そして、最後第11条につきましては、この条例の施行に関しましては必要な事項については規則に定めることを規定しております。

そして、附則第1項につきましては施行期日を令和3年4月1日と規定しており、最後に附則第2項につきましては、このたびの新規条例制定と併せまして太子町立児童館の設置及び管理に関する条例を廃止することにさせていただいております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第28 議案第78号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第28、議案第78号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第78号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例が創設されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税特例を規定する条例、附則第4項及び第5項に租税特別措置法第35条の3第1項に定める低未利用土地を譲渡した場合の特別控除の規定を追加する改正であります。施行日は令和3年1月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第29 議案第79号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第29、議案第79号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第79号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例が創設されたこと、また延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、長期譲渡所得に係る介護保険料の保険率を規定する条例第4条に租税特別措置法第35条の3第1項に定める低未利用土地を譲渡した場合の特別控除の規定などを追加する改正、延滞金の割合の特例を規定する附則第7条中の字句の改正であります。施行日は令和3年1月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第79号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」という言葉に改められたことに伴う改正と、租税特別措置法第35条の3の改正でございますけれども、これは先ほど来から町長が申し上げますように、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の控除でございますけれども、これが追加されたことによるものでございます。また、第35条の3第1項以外につきましては、平成28年9月14日、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日より施行することとされておりましたが、本条例においてこれまで改正を行っていなかったため、このたびの改正に併せて行うものでございます。改正内容といたしましては、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準につきまして、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするものでございます。なお、この条例の施行日は令和3年1月1日からとしておりますが、改正手続の遅れにより特別控除の特例を受けることができなかつた被保険者の方は確認させていただいた結果、該当者はいらっしゃいませんでした。このたびの改正手続に遅れが生じたことについて、誠に申し訳ございませんでした。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第80号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第30、議案第80号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第80号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、延滞金の割合の特例を規定する附則第3条中の字句の改正であります。施行日は令和3年1月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第81号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第31、議案第81号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第81号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、太子町総合公園の陸上競技場とテニスコートにつきまして改修工事や施設の維持管理に多額の費用を要することから、受益者負担の考え方や近隣市町の状況を踏まえ、使用料等の見直しとして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、使用開始時間の繰上げを可能とする規定を追加、使用料の見直し、営利等の目的での使用の規定を追加、冷暖房の使用の規定を追加、太子町、姫路市、西播磨の市町の居住者以外の県外加算の追加となっております。施行日は令和3年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第81号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

太子町総合公園の体育施設につきましては、陸上競技場は日本陸上競技連盟認定の第3種公認陸上競技場を継続していくための改修工事やフィールドの芝生の維持管理、またテニスコートは経年劣化による人工芝の破損を解消するための全面張りかえ工事など、施設の維持管理に多額の費用を要することから、行革の推進する中で受益者負担の考え方から、近隣市町の状況も踏まえながら使用料等に関する規定をこのたび改正するものでございます。

議案概要書 8 ページから 9 ページ、新旧対照表 9 ページから 10 ページも併せて御参照ください。

改正内容でございますが、第 4 条におきまして、開館時間前の 1 時間を限度といたしまして、使用時間を繰り上げることができる項目を追加させていただいております。

次に、別表におきまして、陸上競技場の専用利用の 1 時間当たりと終日の使用料、同じく陸上競技場の個人利用の 1 時間当たりと年間の使用料、そしてテニスコートの 1 面 1 時間当たりの使用料をそれぞれ新たな料金設定とさせていただきますことにいたしております。また、別表下の欄にあります算用数字 4 にありますように営利、営業、宣伝を目的とするとき、5 では会議室の冷暖房機を使用する場合、6 では使用時間を繰上げた場合の使用料への加算を加え、7 において太子町並びに姫路市及び西播磨 4 市 2 町に住所を有しない利用者に対する県外加算も追加させていただいてるところでございます。施行日につきましては令和 3 年 4 月 1 日とし、施行日以後の使用に係る使用料につきまして適用する旨を経過措置として規定をしております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 3 2 議案第 7 4 号 物品購入契約の締結について（新学校給食共同調理センター調理用品等）

○議長（藤澤元之介） 日程第 32、議案第 74 号物品購入契約の締結について（新学校給食共同調理センター調理用品等）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 74 号物品購入契約の締結について、新学校給食共同調理センター食器類、配膳用品、調理用品について説明を申し上げます。

新学校給食共同調理センター改築工事に関連して、学校給食の安全・安心面での向上と衛生面の改善を図るため、食器類、配膳用品、調理用品を購入するものでございます。物品購入につきましては、令和 2 年 11 月 25 日に辞退者を除く 7 社による指名競争入札を執行した結果、兵庫県赤穂市古浜町 83 番地、有限会社近畿調理機代表取締役社長平尾正信氏と 3,126 万 9,359 円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） それでは、議案第 74 号物品購入契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

新しい給食センターで使用いたします物品を購入するものでございます。大きく分類としましては、食器類、配膳用品、それから調理用品ということで分類をしております。現在、給食センター及び学校・園で使用しております食器類及び配膳用品につきましては、学校給食の提供におきまして長期間使用しております。それによって傷みもありまして、多くのものの耐久性が低下しておる状況でございます。このため、建築中の新しい給食センターの食器洗浄機の仕様及び配送コンテナ等の規格に合わせるとともに、耐久性のある食器、保冷機能のある食缶等に更新するものであります。購入する数につきましては、学校・園の人数及びクラス数に予備分を加えた数としております。

次に、調理用品につきましても、長期の使用によりまして多くの用品に傷みが出ております。また、新しい給食センターの調理室が衛生管理マニュアルに沿った仕様になり、野菜、肉、魚等を加工する際には使用する包丁、まないた等を食材ごとに使い分けます。このため、同一の調理用品を複数備えることになりまして、現給食センターの在庫数では多くの用品に数量不足が生じるため、各調理用品を購入するものであります。これら購入物品の内訳、また数量につきましては参考資料に記載のとおりでございます。

当契約は、参考資料にありますとおり、去る11月25日に2社の辞退を除きます7社による指名競争入札を行いまして、有限会社近畿調理機と3,126万9,359円で契約するものであります。納品の履行期限につきましては、令和3年3月31日としております。

以上が物品購入契約の主な内容でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたびの契約に関してですけれども、指名競争入札の形を取った理由と、今回落札をされました有限会社近畿調理機について、いろいろと私も情報を集めようと思ったのですけれども、ホームページ等を見ても情報がありませんでしたので、こちらの会社の能力、それから実績、信用度、そういうものについてお尋ねをいたします。

それから次に、先ほども説明がありましたけれども、今回食器類等、耐久性のあるものに替えていくということでありました。ということから、現在児童・生徒が使ってる食器類はもう全て新品にするということまで理解をしてよろしいでしょうか。

次に、耐久性のあるものということで食品衛生法上及び安全基準に当然適合をしているものであると考えますけれども、確認といたしまして食器の材質等について御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、指名競争入札にした理由ということでございます。

このたびのこの入札におきまして、指名参加登録が食器類等において行われておるわけなのですけれども、他の市町でありますとか、当町の過去の納入実績とか、以前に行いました食器の購入契約の例によりますと、このたびのこの指名登録の業者以外ではほとんど業者が考えられないということで、一般競争入札にしても参加されるのはこの登録業者に限られるであろうと、そういうことを考えまして、この登録業者が9社なのですけれども、登録業者全ての指名をさせていただいたところでございます。

それから、落札いたしました有限会社近畿調理機の実績等でございますが、平成29年度に給食用の汁わんと仕切り皿について行ったわけですけれども、そのときにもこの（有）近畿調理機が落札をしております。また、現在の給食センターの厨房機器の突発の修理でございますとか、調理用品の調達につきましても納入実績がございます。近隣の納入実績で申しますと、たつのの中央学校給食センターの調理用品等の落札業者でもあります。この（有）近畿調理機が落札をされております。ということで、この（有）近畿調理機につきましては太子町のみならず、近隣でも納入実績がございます。

それから、このたび購入いたします食器の耐久性等の質問でございます。

このたびの食器関係で申しますと、一覧にも掲載しております飯わんといいたまいますか、御飯

のボール、それからカレー皿、トレー、これらが食器ということになるのですが、当然安全基準には適合しております、この材質につきましてはいわゆるPEN食器と言われる材質でございます、これは現在学校給食の食器では一般的に使用されております、採用率が一番高い材質の樹脂の食器でございます。現在使っております食器につきましてはメラミン製という樹脂の食器なのですが、このメラミン製と比較いたしますと壊れにくい、また色がつきにくいといったような、そういう性質がございます。先ほども申しましたとおり、学校給食の食器におきましてはこのPEN食器というのが今採用率が一番高い、材質につきましても有利であるというような、衛生面でも非常に効果が期待できると、そういう食器でございます、そういうPEN食器という材質の食器を購入するというので、このたび入札に付したところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今PEN食器と言われたのですが、どんな感じ、もしくはどんな表示とか、それを教えていただきたいのと、あとメラミンよりも強い、また色がつきにくいということで、最近はまだメラミンを使わない学校も多くなってきているということは聞いております。参考資料の新学校給食共同調理センター食器類・配膳用品・調理用品一覧表の（食器類）の中にアミハード箸とありますね、5番。児童・生徒が使うお箸だと思いますけれども、現在皆箸箱にお箸を入れて持って行ってあります。これをもう替えると、みんなもう持ってこなくてもいいよということにするということなのかの確認、それからトレーも4,000枚ということで、これも児童一人一人に当たるのかなど。小学校はトレーを使っておりますが、中学校は使っていない。ナフキンの上に食器を置いているということです。今後、統一してナフキンも使わない、それからお箸も持ってこなくてもいいというふうなことに変わっていくということで理解してよろしいか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、1点目、PEN食器、PENという言葉なのですが、PENというのは略称でございます、正式にはポリエチレンナフタレートという、そういう名称でございます。これも樹脂の食器は樹脂の食器でございます、現在使っておりますメラミン食器と見た目はそんなにごろっと変わるというものでもございません。樹脂の食器でございますのでごろっと変わるというものではないのですが、先ほど申し上げましたとおり、メラミンの食器というのはある程度の高さから落ちますとぺきっと割れるといったようなことがたまにあるのですが、そういった耐久性においてもこのメラミンよりもあるといったような、そういう性質がございます。

それから、2点目、お箸でございます。

おっしゃられるとおり、今現在お箸は皆さん子供は持ってきてありますが、衛生面等も考慮しまして、給食センターで用意をさせていただいて、消毒もさせていただいて、洗浄、消毒をした上でお箸についても使用していただくというふうを考えております。また、トレーにつきましても同じく、幼稚園から中学校まで全て町で購入いたします使用しようということで購入するものでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの質問から、食器類についての素材等はある程度理解はできるのですが、その他もろもろのこの道具、これの選定に当たっては町側で決定をして先方に発注をするような格好で、これで行ってくださいというふうなところはある程度絞った上でのこれはもの

だったのか、あるいは先方の（有）近畿調理機が推してくるというか、勧められるものやっているのか、また本数が多いものもそうですけれども、本数が少ないもの等は今後壊れたりした場合というのは、常にこの（有）近畿調理機というところから入れていくような格好になるのか。そのときに単純にたくさん買うのですから、1本の値段というよりはこれだけ買うという場合は、やっぱり値段の調整というのは当然入ってるんだと思いますけれど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） この品物の数等については、現場で働いて、今作業をしておられる方々あるいは栄養教諭等が現状を踏まえて、次の新学校給食共同調理センターに持っていっても衛生管理面あるいは現状の劣化状態等々も踏まえて、行けるものは基本的に持っていくと、ただそれではまだ難しいというものについて現場で種類を計上しまして、そしてここに最低限の数字として計上しております。今後、新学校給食共同調理センターに移るまでにはまだ1年近く期間がありますので、基本的にはこれで行けるということで少し予備は見てますけれども、その段階で実際に向こうへ動かしたときに過不足が出てくる可能性もございますので、その辺はまた今後現場で補充をしながら、新学校給食共同調理センターが遺漏のないように万全を期して対応をしてみたいと思います。ただ、現状の数値としましては現場を預かっている者が総合的に判断をした数字ということで捉えていただければと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 1点だけ確認させてください。

今、食器類とか配膳用品とか、このように数字が出てるのですが、現在今給食センターで使っている食器類、これはこの先どういうふうな形で運用されるのか、その辺のところの計画がありましたら教えていただきたいのですが。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 先ほど説明の中で申し上げましたお汁のわんでありますとか仕切り皿につきましては平成27年に購入しております、それは先ほど材質で申しますとメラミンの材質の食器でございます。この汁わんでありますとか平成27年に購入いたしましたこの食器につきましては、新学校給食共同調理センターに持っていきまして使用します。このメラミンの食器につきましては、耐用年数が大体4年から6年というふうに言われております。もうそろそろ、新しい給食センターが稼働いたしました折には、恐らくや2年後ぐらいには耐用の年数が来るのではないかというふうに思っております。その際には、このたび材質で見直しましたPEN食器に変更して、再度購入をしたいというふうな計画を持っているところでございます。まだ使えるという今状態でございますので、新しい給食センターになりましても持って行って当面は使用するというので、耐用年数を超えて非常に傷みが激しくなったというときには新しい食器にまた購入し直すという計画を持っているところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 その関連する部分なのですが、耐用年数でこのものというのは判断されているのか、それとも使えるけれども耐用年数が来ると廃棄をするということなのか、聞きたいこととしてはその処理の方法なのですが、物によっては給食センターで使えなくても別の場所で食器として活用することはできると思うので、そういう意味で、例えばこども食堂をされて

いる方に使ってもらおうとか、そういう意味の利用方法、あるいは給食センターとしては価値がないものかもしれないですけど、販売をして、それを例えばお金に換えるという方法もあると思うんですけども、そういう意味で広く処理の方法、処分の仕方をどのように考えておられるかをお聞きします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 深くそこまで考えておるということではないのですが、傷みが激しくなって、また色が食器について見た目も非常に悪くなってきて、衛生面でも非常に問題があるであろうというときには、今も申し上げましたとおり買い換えるということになるかと思うのですが、そういった場合に一部だけ買い換えるというのも、例えば3分の1とか4分の1ごとに買い換えるということになりますと、購入の際のスケールメリットということも考えますと、やはり一遍に買い換えたほうがよろしいかと思えますし、また耐用年数が来ましたものについては次々と破損していくというようなこともございますので、購入をするときには一度に全てというようなことが効率的であろうというふうに思います。

今言われましたその後の利用方法につきましては、新しい食器を購入いたしましたら古い食器については基本的には処分ということになるのですが、今言われました後の利用方法、まだ使えるものがあるではないかというようなことも考えられないことはないのですが、その利用につきまして要望があれば、応えられるようであればお応えをさせていただきたいと思えますし、売却ということになりますと、恐らく価値というのがないのではないかなというふうには思うのですが、今言われました売却ということについても今後は視野に入れさせていただきたいと思えます。やはり食器は傷がついて、また色がついてというようなことが顕著になってきますので、果たして衛生面でこれを使ってもいいですよというようなことにはなかなかならないと思うのですが、今言われましたことについては一考させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 参考資料の入札参加者一覧表を見ますと、最低制限価格、これなしです、なしということで実施しとんやね、これ。ほいで、税込みにすればこの3,000万円を超えていますね。しかし、入札金額を見たら7社のうちで1社だけは1,000円、ほかは皆10円まで入れとんやけれど、教育委員会の調理用品なんかはこういう入札の執行をしとうわけですか、普通の公共工事なんかは1,000円で並べると思うのやけれど。

それと、今後もうちょっと見やすい、上ね、税込みやったり税抜きやったり、2列になってもよろしいやんかいな。もう分からへんやん、これ。以前にもこんな話が出なんだかな。比較をするときに税抜きと税込みと対照をしよったら、ちょっとややこしいなと思うて、もう少し見やすいように今後していただきたいと思うのですが、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 私どもはこのたび入札に付しました内訳というのは、この参考資料をつけております物品をこの数量で購入したいということで、いわゆる金抜きの設計書をお示したわけでございますので、各業者で積算された結果がこの札を入れられた金額になっておるものというふうに考えております。

それから、もう一点、この入札参加者一覧表についての表記でございますが、基本的には今までと同様に作らせていただいているわけなのですが、今言われましたもうちょっと見やすいようにということでございますので、税抜き、税込み、この表示をどういうふうにするかとい

うことについては今後の一覧表、参考資料で同様の一覧表が出ると思いますので、財政課とも協議をいたしましてこの一覧表につきましては検証させていただきたいというふうに思います。

(清原良典議員「最低制限価格はなかったのやね」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 教育次長。

○教育次長(栄藤雅雄) 最低制限価格は設定をいたしませんでした。この考え方は、いわゆる補助の対象になっておらないということと、それから金抜き設計書できっちりと材質というか、型式について設定をしておりますので、それに見合ったものが入ってくると、きっちりと検品をさせていただいて、それは担保できるということで最低制限価格については設定をしておらないというところでございます。

○議長(藤澤元之介) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

この際、暫時休憩をいたします。

(休憩 午後4時50分)

(再開 午後4時51分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第33 議案第75号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第34 議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第33、議案第75号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第34、議案第76号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第75号及び議案第76号の条例改正について一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第75号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は特別職の職員の期末手当については一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じてその支給月数を改正するものでございます。

この条例の施行日は公布の日とし、期末手当につき12月期の支給分で調整することとし、期末手当の支給割合の改正につきましては令和3年4月1日の施行としております。また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当についても準用されますので、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

次に、議案第76号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。

この条例の施行日は公布の日とし、期末手当につき12月期の支給分で調整することとし、期末手当の支給割合の改正につきましては令和3年4月1日の施行としております。また、会計年度任用職員については、今年度分は据置きとし、来年度からの実施とするための改正となっております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。議案第75号及び議案第76号の条例改正についての提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第75号と、次の議案第76号を一括して順次詳細説明を申し上げます。

まず初めに、議案第75号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、当町の特別職、町長、副町長、教育長の期末手当につきましては、一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の給与条例の改正に準じて、その支給月数を改正するものでございます。

新旧対照表の1ページも併せて御参照いただければ幸いです。

それではまず、第1条太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、期末手当の改正につきましては、第3条第4項の表、12月1日の項を一般職の職員に準じて0.05月分引き下げております。この改正により、特別職の職員の期末手当の年間支給額月数は「4.40月数分」から「4.35月数分」になります。影響額は11万1,000円となっております。

次に、第2条について御説明をいたします。

第1条で改正いたしました期末手当の月数につきまして支給割合を変更するものでございますが、一般職の職員の期末勤勉手当におきまして、令和3年4月以降、6月と12月の期末勤勉手当の支給月数を同月数とする改正を行いますことから、これに準じまして6月「2.2月」、12月「2.15月」を6月、12月いずれも「2.175月」に改正しております。なお、支給の総額の月数に変更はございません。また、繰り返しになりますが、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定により、議会議員の期末手当についても準用されることとなりますので、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

以上、議案第75号の詳細説明でございます。

引き続きまして次に、議案第76号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきておりますことから、このたびも同様にこれを尊重いたしまして、人事院勧告の内容に準じまして一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。

本年の人事院勧告につきましては、その骨子は、賞与におきましては民間の支給割合との均衡を図るために「4.50月分」から「4.45月分」に引き下げられ、民間の支給状況等を踏まえまして、期末手当の支給月数に反映することとなっております。

参考資料の中にあります議案概要書7ページと新旧対照表2ページから4ページも併せて御参照ください。

まず、第1条一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、再任用職員以外の職員に関する期末手当の改正につきまして、第19条第2項を支給月数「0.05月分」の引下げに伴いまして期末手当を「0.5月分」引き下げております。この改正によりまして、当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.50月分」から「4.45月分」となります。12月の期末手当の影響額は305万1,000円となっております。

次に、第2条について御説明をいたします。

第1条で改正いたしました期末手当の月数につきまして、支給割合を変更するものでございます。先ほどの特別職の際にも申し上げたとおり、再任用職員以外の職員につきましては、人事院勧告に伴いまして、令和3年4月以降、6月と12月の期末手当の支給月数を同月数とする必要から「1.25月」を「1.275月」に改正をしております。

次に、第3条について御説明をいたします。

第1条で改正いたしました期末手当の月数につきまして、会計年度任用職員への適用を翌年4月1日としていることから、会計年度任用職員につきましては従来どおりの支給月数1.3月に据え置くものでございます。これは会計年度任用職員につきましては、年度当初に勤務条件通知書におきまして期末手当の支給月数を明示していることから、年度途中の変更は基本的には行わないこととするものでございます。

次に、第4条について御説明をいたします。

第3条で据え置くことといたしました期末手当の月数につきまして、支給割合を変更するものでございます。会計年度任用職員につきましては「1.3月」を一般職と同様の「1.275月」に改正をしております。

次に、附則について御説明をいたします。

この条例の施行期日につきましては、条例第1条及び第3条については公布の日に施行いたしまして、条例第2条及び第4条につきましては令和3年4月1日からの施行とすることを規定しております。

なお、以上で詳細説明といたしますが、条例2本につきましてはこの後審議、委員付託の後、本日御議決いただく運びになっておりますので、念のために申し上げます。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第75号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第76号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩をいたします。

(休憩 午後5時04分)

(再開 午後6時07分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました議案第75号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

これらの議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、本日総務経済建設常任委員会に付託されました2件の議案を審査しました。審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第75号。付託年月日、令和2年11月30日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきも

の。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年11月30日（月）午後5時9分から午後5時24分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①一般職の職員の期末・勤勉手当に準じる理由は何かとの質疑に、当町は特別職（町長、副町長、教育長）の期末手当については、従来より人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じて改めており、今般も同様であるとの答弁があった。

②影響額はどれぐらいかとの質疑に、町長4万1,608円、副町長3万6,135円、教育長3万4,155円、議長2万1,450円、副議長1万6,500円、委員長1万5,290円、議員1万4,905円にそれぞれ減額になるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第76号。付託年月日、令和2年11月30日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年11月30日（月）午後5時9分から午後5時24分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①支給対象者数とその影響額はどの質疑に、一般職186人、0.05月分引下げで総額305万円、1人当たり約1万6,000円の減額になるとの答弁があった。

②今回の改正はなぜ賞与に係るものだけなのかとの質疑に、人事院勧告に基づくものであり、当町の給与は従来からこの勧告に準拠しているものである、月例給については人事院が改定を行わなかったことに倣ったものであるとの答弁があった。

③会計年度任用職員の賞与について、令和3年度以降の考え方は今年度と同じかとの質疑に、上がる場合も下がる場合も考え方は同じであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告をします。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する、質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第75号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第76号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月1日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午後6時16分)